

貯金規定 新旧対照表

J Aバンク鳥取

当座勘定規定 1 ～ 1 6. (省略) 1 7. (印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) この規定および<u>末尾記載</u>の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。 1 8 ～ 2 9. (省略) 3 0. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③ 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと A 取引店舗の変更 B 相続等による口座名義人の変更 3 1 ～ 3 3. (省略) 以上 (2021年4月1日現在)	当座勘定規定 1 ～ 1 6. (省略) 1 7. (印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) この規定および<u>別に定める</u>手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。 1 8 ～ 2 9. (省略) 3 0. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③ 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと A 取引店舗の変更 B 相続等による口座名義人の変更 3 1 ～ 3 3. (省略) 以上 (2020年4月1日現在)
普通貯金規定 1 ～ 1 5. (省略) 1 6. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）	普通貯金規定 1 ～ 1 5. (省略) 1 6. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③ 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更 B 取引店舗の変更 C 相続等による口座名義人の変更 17～19.（省略） 以上 (2021年4月1日現在)	③ 貯金者等 <u>（追加）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金 が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の 対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更 B 取引店舗の変更 C 相続等による口座名義人の変更 17～19.（省略） 以上 (2020年4月1日現在)
教育資金贈与税非課税措置に関する特約 1.（特約の適用範囲） （1） この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」という。）の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第70条の2の2の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」という。）にもとづき直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「教育資金非課税措置」という。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が教育資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。 （2） この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。 ① 貯金者が口座開設時点において30歳未満であること ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当組合に提示すること ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2013年4月1日から2023年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用） ⑤ 教育資金非課税申告書において、教育資金非課税措置の適用を受ける金額として1,500万円を超える金額が記載されていないこと ⑥ 貯金者が教育資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した教育資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く） ⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の教育資金とすることが予定されていること ⑧ 貯金者が教育資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を提出すること （3） この特約の適用後に第2項各号のいずれかに該当しないことが明らかになった場合、この貯金口座は、当組合が教育資金非課税申告書を受理した日に遡って、特約を適用しないものとして取り扱います。 2～3.（省略） 4.（贈与者死亡時の定め）	教育資金贈与税非課税措置に関する特約 1.（特約の適用範囲） （1） この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」という。）の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第70条の2の2の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」という。）にもとづき直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「教育資金非課税措置」という。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が教育資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。 （2） この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。 ① 貯金者が口座開設時点において30歳未満であること ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当組合に提示すること ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2013年4月1日から2021年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用） ⑤ 教育資金非課税申告書において、教育資金非課税措置の適用を受ける金額として1,500万円を超える金額が記載されていないこと ⑥ 貯金者が教育資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した教育資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く） ⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の教育資金とすることが予定されていること ⑧ 貯金者が教育資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を提出すること （3） この特約の適用後に第2項各号のいずれかに該当しないことが明らかになった場合、この貯金口座は、当組合が教育資金非課税申告書を受理した日に遡って、特約を適用しないものとして取り扱います。 2～3.（省略） 4.（贈与者死亡時の定め）

第1条第2項第3号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前3年以内 <u>（2021年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず）</u> に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内 <u>（2021年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず）</u> に取得した金銭の価額に対応する金額）を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません <u>（2019年4月1日以後の贈与について適用）</u>。 ① 当該貯金者が23歳未満である場合 ② 当該貯金者が学校等に在学している場合 ③ 当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 5～15．（省略） 16．（特約の変更） （1） この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の <u>規定</u> に基づいて変更するものとします。 （2） 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします 17．（省略） 以上 (2021年4月1日現在)	第1条第2項第3号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前3年以内 <u>（追加）</u> に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内 <u>（追加）</u> に取得した金銭の価額に対応する金額）を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません <u>（追加）</u>。 ① 当該貯金者が23歳未満である場合 ② 当該貯金者が学校等に在学している場合 ③ 当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 5～15．（省略） 16．（特約の変更） （1） この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の <u>特約</u> に基づいて変更するものとします。 （2） 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 17．（省略） 以上 (2020年4月1日現在)
結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約 1．（特約の適用範囲） （1） この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」という。）の結婚、妊娠、出産または育児に必要な資金（以下「結婚・子育て資金」という。）を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第70条の2の3の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」という。）にもとづき直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「結婚・子育て資金非課税措置」という。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。 （2） この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。 ① 貯金者が口座開設時点において20歳 <u>（2022年4月1日からは18歳）</u> 以上50歳未満であること ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること ③ 貯金者が前号の契約にもとづき 2015年4月1日 から 2023年3月31日 までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用） ⑤ 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として1,000万円を超える金額が記載されていないこと ⑥ 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下	結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約 1．（特約の適用範囲） （1） この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」という。）の結婚、妊娠、出産または育児に必要な資金（以下「結婚・子育て資金」という。）を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第70条の2の3の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」という。）にもとづき直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「結婚・子育て資金非課税措置」という。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。 （2） この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。 ① 貯金者が口座開設時点において20歳 <u>（追加）</u> 以上50歳未満であること ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること ③ 貯金者が前号の契約にもとづき 2015年4月1日 から 2021年3月31日 までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用） ⑤ 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として1,000万円を超える金額が記載されていないこと ⑥ 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非

「他の支店等」という。)に提出していないこと(ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く) ⑦ この口座に預け入れる金銭の使途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること ⑧ 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を当店の提出すること (3) この特約の適用後に第2項各号のいずれかに該当しないことが明らかになった場合、この貯金口座は、当組合が結婚・子育て資金非課税申告書を受理した日に遡って、特約を適用しないものとして取り扱います。 2～15. (省略) 16. (特約の変更) (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 17. (省略) 以上 (2021年4月1日現在)	課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く) ⑦ この口座に預け入れる金銭の使途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること ⑧ 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を当店の提出すること (3) この特約の適用後に第2項各号のいずれかに該当しないことが明らかになった場合、この貯金口座は、当組合が結婚・子育て資金非課税申告書を受理した日に遡って、特約を適用しないものとして取り扱います。 2～15. (省略) 16. (特約の変更) (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の特約に基づいて変更するものとします。 (2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 17. (省略) 以上 (2020年4月1日現在)
総合口座取引規定 1～19. (省略) 20. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い) (1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。 (2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合(当組合の当該各取引の規定により取扱います。)、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 21. (省略) 以 上 (2021 年 4 月 1 日現在)	総合口座取引規定 1～19. (省略) 20. (休眠預金(追加)活用法におけるこの取引に係る取扱い) (1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。 (2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合(当組合の当該各取引の規定により取扱います。)、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 21. (省略) 以 上 (2020 年 4 月 1 日現在)
営農貯金規定 1～15. (省略) 16. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。) ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)	営農貯金規定 1～15. (省略) 16. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。) ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)

③ 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りま す。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更 B 取引店舗の変更 C 相続等による口座名義人の変更 17～19. (省略) 以 上 (2021 年 4 月 1 日現在)	③ 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金 が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の 対象となっている場合に限りま す。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更 B 取引店舗の変更 C 相続等による口座名義人の変更 17～19. (省略) 以 上 (2020 年 4 月 1 日現在)
こども貯金規定 1～11. (省略) 12. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りま す。） ③ 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りま す。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A 取引店舗の変更 B 相続等による口座名義人の変更 13～15. (省略) 以 上 (2021 年 4 月 1 日現在)	こども貯金規定 1～11. (省略) 12. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りま す。） ③ 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金 が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の 対象となっている場合に限りま す。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A 取引店舗の変更 B 相続等による口座名義人の変更 13～15. (省略) 以 上 (2020 年 4 月 1 日現在)
普通貯金無利息型（決済用）規定 1～15. (省略) 16. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用	普通貯金無利息型（決済用）規定 1～15. (省略) 16. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用

に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③ 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更 B 取引店舗の変更 C 相続等による口座名義人の変更 17～19.（省略） 以 上 (2021 年 4 月 1 日現在)	に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③ 貯金者等 <u>（追加）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更 B 取引店舗の変更 C 相続等による口座名義人の変更 17～19.（省略） 以 上 (2020 年 4 月 1 日現在)
総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 1～19.（省略） 20.（休眠預金<u>等</u>活用法におけるこの取引に係る取扱い） （1） この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。 （2） この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指します。）</u> は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 21.（省略） 以 上 (2021 年 4 月 1 日現在)	総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 1～19.（省略） 20.（休眠預金 <u>（追加）</u> 活用法におけるこの取引に係る取扱い） （1） この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。 （2） この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等 <u>（追加）</u> は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 21.（省略） 以 上 (2020 年 4 月 1 日現在)
貯蓄貯金規定 1～16.（省略） 17.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請	貯蓄貯金規定 1～16.（省略） 17.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請

求を把握することができる場合に限ります。) ③ 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更 B 取引店舗の変更 C 相続等による口座名義人の変更 18～20. (省略) 以 上 (2021 年 4 月 1 日現在)	求を把握することができる場合に限ります。) ③ 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更 B 取引店舗の変更 C 相続等による口座名義人の変更 18～20. (省略) 以 上 (2020年4月1日現在)
納税準備貯金規定 1～16. (省略) 17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③ 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A 取引店舗の変更 B 相続等による口座名義人の変更 18～20. (省略) 以 上 (2021 年 4 月 1 日現在)	納税準備貯金規定 1～16. (省略) 17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③ 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A 取引店舗の変更 B 相続等による口座名義人の変更 18～20. (省略) 以 上 (2020 年 4 月 1 日現在)
出資予約貯金規定 1～14. (省略)	出資予約貯金規定 1～14. (省略)

1 5. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③ 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A 取引店舗の変更 B 相続等による口座名義人の変更 1 6 ～ 1 8. (省略) 以 上 (2021年4月1日現在)	1 5. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③ 貯金者等 <u>（追加）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A 取引店舗の変更 B 相続等による口座名義人の変更 1 6 ～ 1 8. (省略) 以 上 (2020年4月1日現在)
スーパー定期貯金規定（単利型） 1 ～ 1 2. (省略) 1 3. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと 1 4 ～ 1 6. (省略) 以 上 (2021 年 4 月 1 日現在)	スーパー定期貯金規定（単利型） 1 ～ 1 2. (省略) 1 3. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（追加）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと 1 4 ～ 1 6. (省略) 以 上 (2020年4月1日現在)
スーパー定期貯金規定（複利型） 1 ～ 1 1. (省略)	スーパー定期貯金規定（複利型） 1 ～ 1 1. (省略)

1 2. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと 1 3～1 5. (省略) 以上 (2021 年 4 月 1 日現在)	1 2. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（追加）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと 1 3～1 5. (省略) 以上 (2020年4月1日現在)
自動継続スーパー定期貯金規定（単利型） 1～1 2. (省略) 1 3. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと 1 4～1 6. (省略) 以上 (2021 年 4 月 1 日現在)	自動継続スーパー定期貯金規定（単利型） 1～1 2. (省略) 1 3. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（追加）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと 1 4～1 6. (省略) 以上 (2020年4月1日現在)

自動継続スーパー定期貯金規定（複利型） 1 ～ 1 1.（省略） 1 2.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと 1 3 ～ 1 5.（省略） 以上 （2021年4月1日現在）	自動継続スーパー定期貯金規定（複利型） 1 ～ 1 1.（省略） 1 2.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（追加）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと 1 3 ～ 1 5.（省略） 以上 （2020年4月1日現在）
大口定期貯金規定 1 ～ 1 1.（省略） 1 2.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと 1 3 ～ 1 5.（省略） 以上 （2021 年 4 月 1 日現在）	大口定期貯金規定 1 ～ 1 1.（省略） 1 2.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（追加）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと 1 3 ～ 1 5.（省略） 以上 （2020年4月1日現在）
自動継続大口定期貯金規定 1 ～ 1 1.（省略） 1 2.（休眠預金等活用法に係る異動事由）	自動継続大口定期貯金規定 1 ～ 1 1.（省略） 1 2.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと 13～15.（省略） 以上 (2021年4月1日現在)	当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（追加）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと 13～15.（省略） 以上 (2020年4月1日現在)
期日指定定期貯金規定 1～11.（省略） 12.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと 13～15.（省略） 以上 (2021年4月1日現在)	期日指定定期貯金規定 1～11.（省略） 12.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（追加）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと 13～15.（省略） 以上 (2020年4月1日現在)

自動継続期日指定定期貯金規定 1 ～ 1 2. (省略) 1 3. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等とといいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと 1 4 ～ 1 6. (省略) 以上 (2021 年 4 月 1 日現在)	自動継続期日指定定期貯金規定 1 ～ 1 2. (省略) 1 3. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等（<u>追加</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと 1 4 ～ 1 6. (省略) 以上 (2020年4月1日現在)
変動金利定期貯金規定（複利型） 1 ～ 1 2. (省略) 1 3. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等とといいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと 1 4 ～ 1 6. (省略) 以上 (2021 年 4 月 1 日現在)	変動金利定期貯金規定（複利型） 1 ～ 1 2. (省略) 1 3. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等（<u>追加</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと 1 4 ～ 1 6. (省略) 以上 (2020年4月1日現在)
自動継続変動金利定期貯金規定（複利型） 1 ～ 1 2. (省略) 1 3. (休眠預金等活用法に係る異動事由)	自動継続変動金利定期貯金規定（複利型） 1 ～ 1 2. (省略) 1 3. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと 1 4 ～ 1 6.（省略） 以上 (2021 年 4 月 1 日現在)	当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（追加）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと 1 4 ～ 1 6.（省略） 以上 (2020年4月1日現在)
定期積金規定 1 ～ 1 9.（省略） 2 0.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当組合は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により積金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 積金契約者等 <u>（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される積金契約者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下積金契約者等といいます。）</u> から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この積金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） A 公告の対象となる積金であるかの該当性 B 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 積金契約者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと ④ 積金契約者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A 取引店舗の変更 B 相続等による口座名義人の変更 2 1 ～ 2 3.（省略） 以上 (2021 年 4 月 1 日現在)	定期積金規定 1 ～ 1 9.（省略） 2 0.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当組合は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により積金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 積金契約者等 <u>（追加）</u> から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この積金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） A 公告の対象となる積金であるかの該当性 B 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 積金契約者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと ④ 積金契約者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A 取引店舗の変更 B 相続等による口座名義人の変更 2 1 ～ 2 3.（省略） 以上 (2020年4月1日現在)
積立式定期貯金規定 1 ～ 1 3.（省略） 1 4.（休眠預金等活用法に係る異動事由）	積立式定期貯金規定 1 ～ 1 3.（省略） 1 4.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ④ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと A 自動継続貯金の継続中止登録 B 貯金種類（エンドレス型・満期方・年金型）の変更 C 積立期間および据置期間の変更 15～17.（省略） 以上 (2021 年 4 月 1 日現在)	当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（追加）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ④ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと A 自動継続貯金の継続中止登録 B 貯金種類（エンドレス型・満期方・年金型）の変更 C 積立期間および据置期間の変更 15～17.（省略） 以上 (2020年4月1日現在)
通知貯金規定 1～11.（省略） 12.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと 13～15.（省略） 以上 (2021 年 4 月 1 日現在)	通知貯金規定 1～11.（省略） 12.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（追加）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと 13～15.（省略） 以上 (2020年4月1日現在)

この規定は、2021 年 4 月 1 日から実施する。